

契約保証金の納付等について

本市水道局と契約する場合、契約の相手方は、原則として、契約締結の日までに契約保証金を納付する必要があります。

本市水道局では、契約保証金の納付又は免除について、次のとおり取扱いをします。

1 契約保証金の額等

契約保証金の額	<p>契約金額の100分の10に相当する額以上</p> <p>※ 基本的には、契約金額（単価契約の場合は、執行予定額の総額）の100分の10（千円未満切上げ）として運用します。</p>
納付期限	契約締結の日まで

2 契約保証金の納付方法（現金、小切手等）

本市水道局が作成する納付書により、契約締結の日までに納付してください。

※ 「納入通知書兼領収書（納入者保管用）」の原本は、履行完了後の還付請求の際に必要となりますので、大切に保管してください。

3 契約保証金の還付

① 履行完了後は、契約保証金の還付請求をしてください。還付請求にあたり必要な書類は、次のとおりです。

- 納入通知書兼領収書（納入者保管用）（原本）
- 請求書（契約保証金還付請求用）

※上記2点については、契約保証金の納付の際に、本市水道局総務課よりお渡しします。

② 還付は、本市水道局が適正な請求書等を受理した後、目安として1か月後に支払います。

4 契約保証金の免除

契約保証金の納付は、守口市契約規則第 21 条各号のいずれかに該当する場合は、免除することができます。

〈守口市契約規則抜粋〉

(契約保証金の納付の免除)

第 21 条 市長は、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年間に国、他の地方公共団体又は本市との間で種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 契約の目的又はその性質が契約保証金を徴収する必要がないと認められるとき。

※詳細は、以下を参照してください。

〈履行保証保険契約を締結する場合〉

- ① 契約締結の日までに、保険会社と、本市水道局を被保険者とする履行保証保険契約を締結してください。
- ② 保険会社から発行された履行保証保険証券（原本）を本市水道局に提出してください。
- ③ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込んでください。
- ④ 履行保証保険証券の内容は、次のとおりとしてください。
 - 保険契約日が、「契約締結までの日」であること。
 - 被保険者が、「発注者（守口市水道事業管理者）」であること。
 - 保険会社の記名・押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - 保険契約者が、「受注者」であること。
 - 保険金額が、「契約保証金の額（基本的には、契約金額の 100 分 10（千円未満切上げ）」であること。
 - 保険期間が、「契約期間（契約締結日から契約の終期の日まで）」であること。

＜工事履行保証契約を締結する場合＞

- ① 契約締結の日までに、保険会社と工事履行保証契約を締結してください。
- ② 保険会社から発行された履行保証証券(原本)を本市水道局に提出してください。
- ③ 履行保証証券の内容は、次のとおりとしてください。
 - 保証契約日が、「契約締結までの日」であること。
 - 債権者が、「発注者（守口市水道事業管理者）」であること。
 - 保証人の記名・押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - 債務者が、「受注者」であること。
 - 保証金額が、「契約保証金の額（基本的には、契約金額の 100 分 10（千円未満切上げ）」であること。
 - 保証期間が、「契約期間（契約締結日から契約の終期の日まで）」であること。

